

佐賀県栄養士会 栄養ケア・ステーション設置要綱

1. 目的

定款第4条の事業を遂行するため「佐賀県栄養士会 栄養ケア・ステーション（以下「栄養CS」という。）を設置する。

2. 場所

栄養CSは、公益社団法人 佐賀県栄養士会に置く。

3. 運営

- (1) 栄養CSは、社会事業部の所管とし、その部長を責任者とする。
- (2) 栄養CSに人材登録した管理栄養士・栄養士をもって、各種事業を担当する。
- (3) 必要に応じて、栄養CSにコーディネーターを置き、登録した管理栄養士・栄養士に助言を行うとともに、連絡調整を行う。

4. 業務

栄養CSは次に掲げる業務を行い、その情報を登録した管理栄養士・栄養士に提供する。

- (1) 特定保健指導に関する事業
- (2) 介護予防に関する事業
- (3) 診療所等の医療機関と連携した事業
- (4) 栄養問題の啓発普及に関する事業
- (5) 栄養CS活動に必要な営業的な活動事業
- (6) その他設置目的に適合する事業

5. 経費

栄養CSに要する経費は、本会会計を充てるほか下記の事業の収入をもって充てる。

- (1) 関連機関、企業等から委託を受けて実施する4の業務に示す事業の収入
- (2) その他

6. 支払い基準

各種事業を担当する者には、交通費及び報酬等を支給することができる。支給基準は下記を原則とする。

項目	摘要
交通費	公益社団法人佐賀県栄養士会の報酬等及び費用に関する規程第3条、4条に準ずる
報酬	栄養CS事業のため、命じられて活動した場合は、別に定める内規により、報酬を支払うものとする。

7. 守秘義務

栄養CSで知り得た個人の情報は、他に洩らしてはならない。

8. その他

この要綱に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、また変更するときは理事会で定める。

附 則

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正 平成24年6月1日